

## 回答

団体名（さつき会 三島水防協力会）

### 【1】総合評価方式（特別簡易型※別紙参照）導入のお願い

公共工事の入札における価格競争が激化し、著しい低価格による入札やくじ引きによる落札者の決定が後を絶ちません。技術力・機動力・品質管理・安全管理等、施工管理能力が劣る建設業者が施工することにより、公共工事の品質低下に拍車が掛かることを懸念されています。

このような観点から国土交通省におきましても、発注者が建設業者の技術力を適切に審査し、価格と品質が総合的に優れた業者の調達を実現するために、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に位置づけられた総合評価方式を導入するよう、都道府県や地方都市に指導されております。大阪府におきましても下記の点をご検討いただきたい。

① 東南海沖地震が、いつ何時発生するかも知れないと懸念されております。阪神淡路大震災並びに最近の大阪北部地震において、北摂地域も大きな被害を受けました。被災経験を教訓とし各種団体と緊密な連携をとり災害にそなえているところです。

大阪府におかれましても、大規模災害が発生した場合は地元建設業団体の協力が必要と思われます。地元建設業団体の存在意義を特に考慮いただき加盟業者に対し加点していただきたい。

昨年の回答では『土木工事災害時等施工能力事前審査制度』を実施頂き土木一式工事 B 等級及び一部 C 等級における実績申告型では「地域貢献」の項目として加点対象として頂いております。ぜひ C 等級もより地域の細分化と共に全工事を加点対象として頂きたい。

また災害ボランティア活動への登録業者に対しても経審の評価と共に、直接の入札制度へ加点対象として頂きたい。

令和 5 年度より施行頂いております総合評価落札方式におかれましても、企業の技術力や社会性の他に地元建設業団体加盟など地元貢献の部分に着目度を大きくし加点をして頂きたい。

② 地域性（市町村レベルにおける所轄土木事務所管内に本店、営業所の有無）を評価した入札制度への改善をご検討いただきたい。

兵庫県では各地域性を重視しており

- ・地域固有の社会貢献活動
- ・地域精通度(本店所在地)
- ・県内企業の下請負人活用状況
- ・県内産品の使用

等も加点対象にしております。

地域性を1/2分割から1/3又1/4に

Bランク入札参加者数を70～80社ではなく20～30社までにして頂きたい Cランク入札参加者数を20～30社ではなく20社程度にして頂きたい。入札の透明性や談合防止には昨今のネット入札やランダム係数を用いて十分にクリアしていると思います。

昨年の回答書では土木Bランクや舗装Aランクの実績申告型については土木事務所管内に営業所を有している場合、地域貢献項目として加点評価しています。とありますが、管内企業が優位になる様、実績申告書の全体の評価基準点（合計点）を上げて頂き、且つ災害時等施工能力資格認定者の加点評価も大きくして頂きたい。

### ③ 低入札

昨年度からは低入札でも調査後契約となっておりますが大阪府様の品確法に基づく不良不適格業者の排除やダンピング受注の防止また建設業の中長期的扱い手育成などの取り組みに反した形になっております。

世間でも労務単価や給与の上昇に流れている情勢で国土交通省の定める適正単価を下げるような低入札は逆行しているのではないかでしょうか。

失格基準価格、最低制限価格の基準を引き上げて頂きたい。また価格を下回る入札は調査ではなく即失格として頂きたい。基本的には設計単価が妥当な水準ではないでしょうか。

### ④ 大阪府中小建設業協会には府内全域約300社の建設業者が加盟しております。

災害時に、大阪府下全域を網羅するには大阪府中小建設業協会を活用していただくことで、素早い対応が可能かと思われます。

### ⑤ 建設業労働災害防止協会は労働基準監督署のご指導により労働安全講習会の開催や管轄区域の労働基準監督署と合同パトロールを実施するなど、地道な地域活動を行っております。

この取り組みを評価した入札制度への加点項目の一つにして頂きたい。

昨年の回答書では落札工事竣工後の成績評定に評価されているとお答えを頂いておりますが、入札時の加点項目にして頂きたい。

例えば豊中市では入札時の加点項目として過去数年の無事故に対する評価点や建災防による無事故による表彰等を評価点の項目とされております。

貴府におかれましては、実績申告型入札制度を現在施行されておられます、今後の危機管理対策の一環として特別簡易型入札制度を早期に導入していただきたくお願い申し上げます。

(回答)

① について

- ご要望のとおり、災害発生時においては地元建設団体の協力が必要であり、都市整備部では所管土木事務所ごとに、災害時等に現地に即応できる体制の確保を目的とした「土木工事災害時等施工能力事前審査制度」を実施しており、貴会員にも多数登録していただいているところです。  
土木一式工事B、C等級における実績申告型では、同制度に登録していることを「地域貢献」の項目として加点の対象としています。
- C等級の地域の細分化及び全工事の加点対象にすべきというご意見につきましては、地域を細分化しすぎると、入札参加者数の減少や受注機会の地域差等の課題が生じることも考えられるところから、入札の競争性・公平性の確保等を踏まえ現行の制度としているものです。
- 大阪府防災ボランティアの登録企業については、既に経営事項審査で評価しているところであります、災害に関する取り組みについては一定評価しております。
- 令和5年度より実施している土木一式工事B等級の「総合評価落札方式」につきましても、令和7年度より、比較的難易度の低い工事を対象に、「地域貢献」の項目評価は残しつつ、施工実績等の無い地元企業でも受注しやすいIV型を新設しました。これにより、企業及び技術者育成に繋がるものと考えているため、積極的な入札参加をお願いします。
- C等級の地域の細分化について、池田土木管内では、地域要件を絞ると、能勢、豊能町域は10者であることから、郡部のみで通常の一般競争の成立は困難となります。このため、地域での発注件数のバランスを考慮しつつ引き続き検討してまいります。

一方、茨木土木管内では、土木C等級は20～30社となるよう、吹田・摂津市域(26)、茨木市域(24)、高槻市・島本町域(35)の3分割を行って、受注機会の不公平感がないように件数のバランスも考慮していますが、予定価格の大きなものについては管内全域として発注するようにしています。なお、D等級は同様に吹田・摂津・茨木市域(31)、高槻市・島本町域(20)の2分割としています。

② について

- 土木一式Bランクや舗装Aランクの実績申告型については、所管土木事務所管内に営業所を有している場合、地域貢献項目として加点評価しています。さらに、小規模な工事(土木C、舗装Cランク以下等)については、中小企業の受注機会確保の観点から、更に細分化した地域要件を定めるなど地域性に配慮しているところです。

また、管内企業・災害時等施工能力事前審査の認定業者に登録していただいている企業への加点については、品確法により、地域における災害時の体制整備のほか、入札の競争性・公平性の確保及び担い手の中長期的な育成等も含まれており、それらの項目を網羅した評価項目を採用しているものです。

なお、令和6年度からは総合評価落札方式III型、令和7年度からは総合評価落札方式IV型において、地域性に配慮して発注土木事務所管内の企業に対して、0.5点から1.0点に評価点を増やしております。

③ について

- 「総合評価落札方式」については、制度上、低入札調査を実施することとなっており、最低制限価格を設けることが出来ません。低入札調査価格を下回った企業に対しては、施工体制や下請企業の見積内容等、工事の実効性担保をしっかりと確認することとしております。また、低入札調査対象の工事でも、最低限の品質を確保するために失格基準価格を設定しております。

なお、予定価格が 3 億 5000 万円未満の低入札調査を適用しない工事については最低制限価格を設け、運用しております。

また、最低制限価格等の算定基準については、大阪府では、国交省の基準に準拠しております。

#### ④ について

- 本府では、各種企業団体と災害時における各種協力協定を締結し災害に備えております。大阪府中小建設業協会とは、大阪府域で地震等の災害が発生した場合に、府管理道路の交通確保を図るための応急対策業務等に関する協定を平成 23 年 3 月 23 日付で締結し、被災住宅の応急修理等に関する協定を平成 28 年 3 月 24 日付で締結し、協力いただいているところです。府民の生命・財産を守るため、引き続き応援、協力をよろしくお願いします。

#### ⑤ について

- 労働災害防止に関する取組みについては、土木工事共通仕様書「1-1-1-27 工事中の安全確保」等において、全ての受注者に対して義務付けているところです。また本府においても、労働災害防止等の安全対策については、発注事務所における労働基準監督署との合同パトロールや安全講習会の実施、さらに過去に発生した工事事故情報の共有を図るなど、重大事故撲滅に向け、受注者及び発注者が共に安全意識を高める取り組みを行っております。
- 建設業労働災害防止協会による取組については、昨年度回答のとおり成績評定で評価しており、総合評価方式等への重複評価は難しいと考えております。また、ご提案の企業の無事故に対する評価については、大阪府以外での事故等について確認することが困難であるため、現状は導入が難しいと考えております。
- ご提案いただいている特別簡易型入札制度については、大阪府では、同等の制度として、土木一式工事 B 等級では、総合評価落札方式、土木一式 C 等級及び舗装工事では実績申告型の入札制度を導入しているところです。

(回答部局課名)

都市整備部 事業調整室 技術管理課

## 回答

団体名（さつき会 三島水防協力会）

### 【2】単価契約発注における要望

一般土木工事における単価契約においては地元建設業者の即応性効果も鑑み、所轄土木事務所管内での発注としていただいているが、単価契約の維持修繕業務におきましても、緊急性を要し迅速な対応と周辺地域に精通した対応が求められるところから所轄土木事務所管内での発注としていただきたい。

特に、大阪府北部地域の山間部においては冬の雪寒業務もある中、他地区の遠方業者では緊急を要するにも係わらず、初動処置や対応の遅れによる事案が発生しています。

このような観点から特に下記の点を考慮し、ご検討いただきたい。

① 単価契約工事の入札参加資格として、『土木工事災害時等施工能力事前審査制度』の登録業者を対象としておりますが登録時の所轄土木事務所管内に本社営業所を有するとあります『本社を有する』として頂き B.C.D ランク混合で発注をしていただきたい。

また昨年の回答書では必要な参加者数の基準が平成18年に開催された全国知事会にて20～30社以上と提言されたとありますが、約20年前の提言を今もなお推奨されるのはおかしくはないでしょうか。現在ではネット入札やランダム係数など新たな手法が用いられる中、業者数にこだわる必要がなく客観性・競争性・公平性は保たれているのではないかでしょうか。

又、一昨年の回答では入札参加者数の妥当性を検証されているとの事でしたが結果はいかがでしたでしょうか。

② 雪寒作業を含む単価契約に関しては所轄土木事務所による地域条件を入れた指名競争入札を検討していただきたい。

（緊急対応における要件を満たす業者に付いては、所轄土木事務所がよく理解をされておられると考えます。）

昨年の回答書では緊急対応については各土木事務所管内に営業所を有する事と有りますが営業所ではなく本社を有する事に変更していただきたい。

③ 業者数の確保が出来ず、府下全域の業者による、競争入札を実施される案件は、総合評価方式（特別簡易型）による所轄事務所管内業者の評価、隣接事務所か所轄事務所から営業所までの距離等の評価をご検討して頂きたい。

昨年の回答書では「地域毎の発注件数のバランス」も踏まえ「競争性の確保」が重要とあります。昨今のネット入札やランダム係数を用いて十分にクリアしていると思いますが何を基準にしているのでしょうか。

(回答)

基本的な考え方としましては、一般競争入札の実施にあたっては、「地域毎の発注件数のバランス」も踏まえ、「競争性の確保」が重要と考えており、発注工種により可能な限り地域要件を設定し、必要な入札参加者数の確保を見込んだ発注を行っています。

① について

- 一般土木工事における単価契約工事については、『土木工事災害時等施工能力事前審査制度』を活用した方式を基本とし、地域要件を土木事務所管内として運用しており、災害・事故等の緊急対応を要する作業内容を目的としているため、ご要望の背景にありますように、管内企業への発注としています。具体的には、所在地要件を建設業法上の「主たる営業所」としており、作業内容の特異性を考慮して、地域要件や業者ランクを工夫しているところです。
- 池田土木では、雪寒作業を含め、対応に緊急性が求められる単価契約では『土木工事災害時等施工能力事前審査制度』を活用し、速達性の要となる地域の精通度を勘案して、従前より郡部と市街地部を分割して発注しているところです。また、より競争性を高める観点からB, C, Dランクを混合しています。(郡部はC8者、市街地部はB11者、C10者で21者)
- また、茨木土木でも同様に雪寒作業を含め、対応に緊急性が求められる単価契約では『土木工事災害時等施工能力事前審査制度』を活用し、市域ごとに分割してB, C, Dランクを混合して発注しています。

② について

- 指名競争入札については、大阪府として談合や特定の業者への優遇が懸念されるため、原則は実施しない方針としております。山間部の雪寒作業においては、一般土木工事（単価契約）の作業に含み、都市部の作業においては、路面及び側溝清掃業務（単価契約）にそれぞれ含んで発注している状況です。一般土木工事（単価契約）については、①の回答にもありますように、「土木工事災害時等施工能力事前審査制度」を活用し、所管土木事務所管内を要件としております。

③ について

- 単価契約については、府内全域の企業を対象にした工事は発注していません。一般土木工事における単価契約工事については、災害・事故等の緊急対応を要する作業内容を目的としているため、管内業者への発注を行っています。
- 池田土木及び茨木土木では、従前より速達性の要となる地域の精通度を勘案した地域要件としており、電子入札により競争性の確保を図っているところです。

(回答部局課名)

都市整備部 事業調整室 技術管理課

回答

団体名（さつき会 三島水防協力会）

（要望項目）

【3】地元管内業者の優先発注について

土木一式Bランク業者の発注を、現行より更に細分化して所轄土木事務所管内業者の地域限定による発注をお願いします。

舗装工事におきましても所轄土木事務所管内の地元業者を対象に発注をお願いします。

地元業者の特異性を考慮いただき、特に重要案件や特殊案件等迅速な防災の対応にも地元業者の受注機会が可能となるよう制度の改善をお願いします。

（回答）

○ 一般競争入札の実施にあたっては、「地域毎の発注件数のバランス」も踏まえ、「競争性の確保」が重要と考えております。土木一式Bランクについては、これらを踏まえ現在の地域要件としており、ご要望の地域要件を細分化して地域を絞った場合、入札参加者が少なくなり、競争性の確保が損なわれる可能性があります。また、一方で、当該地域の発注状況により、入札に参加する機会が減少することも懸念されます。このため、入札参加者数や受注機会に配慮しながら地域要件を設定しています。

舗装工事につきましては、発注案件も限られており、事務所によって発注案件数も異なることから、入札参加機会が公平となるよう、地域を細分化しない現制度で運用しています。

（回答部局課名）

都市整備部 事業調整室 技術管理課

回答

団体名（さつき会 三島水防協力会）

（要望項目）

【4】設計単価について

土木工事、舗装工事において、設計と現場が一致しない歩掛が採用されている場合がありますが、下記の項目に対してご検討をお願い致します。

- ① 現場状況に合致した対応機種の採用をお願いしたい。
- ② 警察協議により、大型機種の使用が不可能となった場合は変更協議に応じていただきたい。
- ③ 作業に際して、第三者（自動車、歩行者等）の安全確保が困難と判断した場合は安全対策費の変更協議に応じて頂きたい。

（道路幅員、歩道幅員、仮歩道の確保、交通量、通学路、地域性等）

昨年にご回答も頂いておりますがまだ現地にそぐわない設計がございますので改めてのご検討をお願い致します。

（回答）

○ 本府では、発注時には当初想定しうる現場条件に応じた歩掛等の条件区分を選択し、適切な積算を行うよう努めておりますが、設計変更が必要な場合は、「建設工事請負契約書」及び「工事請負契約における設計・契約変更ガイドライン」（以下、ガイドライン）に基づき、設計変更を行っております。

○ 本ガイドラインでは、

- ・設計図書と実際の工事現場の施工条件が一致しない場合
- ・当初設計に明示されていない施工条件について、予期することのできない特別な状態が生じた場合等を変更対象としています。

なお、変更内容につきましては、関係機関等の協議、第三者への配慮等、現場ごとで条件が異なるため、本ガイドラインに則り、適切な運用が図れますよう、監督職員と協議をお願いします。

（回答部局課名）

都市整備部 事業調整室 技術管理課

回答

団体名（さつき会 三島水防協力会）

（要望項目）

【5】環境対策に対して

建設業界では夏場の熱中症対策が大きな課題となり各企業が頭を悩ましております。

請負業者としては、作業員に十分な休憩を取らせ体調管理のための飲料水、休憩所設備の充実等の対策を取ることにより、毎年のように必要経費の増加傾向が続いております。又、夏場の作業効率も極端に低減しております。

今後、年を重ねるごとに温暖化が進み酷暑日が増加すると思われますが、貴庁の今後の検討課題として議論を重ねて頂きたい。

真夏日率（工期期間の真夏日÷工期）等

会員企業が亜熱帯補正を申請したところ、2億の請負工事で僅か+43万円の補正に留まったとの情報を得ておりますが今では沖縄より暑い大阪での補正率が小さすぎるのではないかでしょうか。

昨年の回答では令和6年8月の建設工事積算基準改定において猛暑日を考慮した工期設定とありましたが令和7年6月から熱中症に対する雇用主責任の罰則規定などが施工されました。また近年では高校野球ですら真昼の試合を省くなど熱中症に考慮されております。現場ではアスファルトの照り返し等で実質温度は40度をゆうに超えております。天気予報でも昼間の外出禁止などが謳われる今、熱中症対策に関しては設計段階から歩掛の見直しなど根本からの見直しが必要ではないでしょうか。

（回答）

- 令和2年8月に「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」を施行し、主に作業員個人に対する熱中症対策にかかる経費について、工事費計上（変更）の対象としています。
- また、令和7年8月の積算基準改定に併せ、工事現場に対する熱中症対策にかかる現場環境改善費の計上については率計上の50%を上限とした積上げ計上（変更）に変更したところです。
- さらに、令和7年度の第1四半期に発注する工事において、熱中症の危険性がある時期を回避できるよう、余裕期間制度を適用した工事を発注しております。
- 热中症対策については、国においても建設業界の皆様から強い要望がある旨の話を伺っております。本府といいたしましても、国の取組みを参考にしながら、現場の安全性の向上に向けて取り組んでまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 事業調整室 技術管理課

## 回答

団体名（さつき会 三島水防協力会）

（要望項目）

### 【6】舗装工事の発注、入札参加について

舗装工事の発注、入札参加について地域性を踏まえ、大阪府全体でなく、南北2分割 もしくは、東西南北4分割での発注としていただくことを検討して頂けないでしょうか。

又、2千5百万以上3千5百万円未満の新設舗装工事と3千5百万円以上の舗装補修工事についても、府内業者に限定して発注していただくことを検討していただけないでしょうか。

昨年の回答書では1件の入札の内訳を確認しますと、入札者数32社のうち府内業者30社、府外業者2社でしたとあるのですが府内業者数30社で十分競争性を確保できるのではないかでしょうか。

府外業者では府に落ちる税金等も無く大阪府にとどても悪循環であり府内業者育成の観点からも府内業者限定の発注をして頂きたい。

現状、舗装A・Bランク共に参加社数が70～80社と極めて多く、地域性も度外視した感じが受けられ、数の原理からも受注が困難な状態です。

昨年の回答ではBランクでは4分割及び2分割案での公平性確保が行えないことが判明した。とありますですが根拠を教えてください。

（回答）

- 舗装工事の発注にあたっては、「地域毎の発注件数のバランス」も踏まえ、「競争性の確保」が重要と考え、必要な入札参加者数の確保を見込んだ発注を行っています。
- また、入札参加機会の公平性を確認したところ、Bランクでは4分割および2分割案では、地域によって受注機会に差が生じ、公平性が確保できないことが判明したため、分割案の採用は困難と考えています。
- 2千5百万以上3千5百万円未満の新設舗装工事に関しては府外業者も対象としておりますが（令和6年度：0件、令和5年度1件、令和4年度：2件、令和3年度：0件、令和2年度：2件、令和元年度：1件）年間発注数が少ない状況にあります。  
令和5年度：1件の入札の内訳を確認しますと、入札者数82者のうち府内業者78者、府外業者4者でした。
- また、3千5百万円以上の舗装工事については（令和6年度：31件、令和5年度30件、令和4年度：36件、令和3年度：47件、令和2年度：35件、令和元年度：33件）、実績申告

型での発注としています。

- 府内外を含む地域要件の見直しについては、対象から除外される側からすれば重大な問題であり、これまでの経緯から現在に至っていることを踏まえると、熟慮する必要があると考えています。競争性の確保、地域毎の発注件数バランス及び業務の難易度等を考慮して制度設計を行っておりますが、受注動向や今後の舗装工事発注件数の推移を勘案しつつ、ご意見も参考にしながら引き続き調整して参ります。
- Bランクでは4分割および2分割案では、地域によって受注機会（1社あたりの受注件数）に差が生じ、公平性が確保できないことが判明しました。

（回答部局課名）

都市整備部 事業調整室 技術管理課

回答

団体名（さつき会 三島水防協力会）

（要望項目）

【7】大阪府下市町村への週休二日対象工事の実施・必要経費の計上の指導について

大阪府におきましては、週休二日対象工事の実施・必要経費の計上を 2019 年実施されています。また、週休二日の実現に向けた適正な工期設定も実施していますが、大阪府下の市町村では殆どがまだ実施されておりません。

また建設業界の現場では天候や施主事情、現場周辺事情により土日での作業も余儀なくされます。よって週休二日（4週8休）での実施を要望いたします。

早急に市町村へのご指導をお願い致します。

（回答）

- 大阪府としても週休二日制度の普及は重要と考えており、府内市町村に向けては、今年度も 11 月 26 日に開催した地域発注者協議会において、必要性の説明や呼びかけ等を実施したところです。今後も働きかけを行ってまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 事業調整室 技術管理課

## 回答

団体名（さつき会 三島水防協力会）

### （要望項目）

#### 【8】各発注工事の平準化をお願いします。

大阪府では各工事発注の平準化に対して、ご配慮して頂いているところではございますが、昨今懸念されております労働力不足や資材高騰がより一層拍車が掛かっている状況にあり、各企業の機動力の低下に繋がるおそれがあるため、引き続き一層のご配慮をお願い申し上げます。

一昨年の回答書で、納期の平準化、工事の品質確保・成果品の不具合防止に向けた試みとして、工事発注に先立つ建設コンサルタントの成果品提出時期を年内にできる発注にも努めています。とありますが建設コンサルタントの成果品にも工事同様、瑕疵担保を付けて頂きたい。よく図面と現場が異なる場合があり、工事業者が現場測量から図面の変更までさせられる事案が出ております。

昨年の回答では建設コンサルタントによる委託成果についても瑕疵担保責任が付されているとありますが工事進行中に発覚し時間に限りのある中では工事業者が現場測量から図面の変更までするしかない状況です。

### （回答）

- 工事発注の平準化につきましては、引き続き、早期発注に努め、下半期に集中しないよう平準化に努めてまいります。
- 設計と現場の不適合の課題については、設計段階から現場条件をより的確に把握し、関係者間での情報共有を強化するなど、こうした不適合の発生を最小化できるよう取り組んでいるところですが、不適合が認められた場合には、発注者として、速やかに、建設コンサルタントに図面修正や設計の見直しなどの対応を求め、施工への影響を最小限に抑えられるよう対処しているところです。
- 引き続き、円滑かつ効率的な工事の推進が図れるよう取り組んでまいりますのでご理解ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

### （回答部局課名）

都市整備部 事業調整室 技術管理課